

子育て世帯への臨時特別給付

詳細 こども支援課 ☎ (32) 6416



対象者 18歳以下(令和4年3月31日時点)の児童を養育し、所得が基準額以内の方

※離婚などにより給付金を受け取れなかつた方は、HPで最新情報をご確認ください

詳細はちら▶

給付額 児童1人につき10万円

- 申請**
- ①申請不要=令和3年9月分の児童手当、児童扶養手当の受給者(支給済)
 - ②申請必要=対象者のうち①以外の方(公務員含む)

- 必要書類**
- 申請者全員=申請書、身分証明書の写し、申請者名義の受け取り口座の写し
 - 公務員の児童手当受給者=令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることが分かる書類(支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分「児童手当」と明記されている通帳など)
 - 令和3年1月1日以降に本市に転入された方=申請者および配偶者の方の令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書
 - お子さんと別居している方=児童のいる世帯全員の住民票

申請方法 令和3年9月30日時点で申請者が居住していた市町村に申請をしてください。本市に対象年齢のお子さんとお住まいの方には、申請書をお送りしています。3月31日(木)までに直接または郵送(必着)でご提出ください。審査後順次支給します
※申請書が必要な方はこども支援課へ早急にお問い合わせください

住民税非課税世帯等臨時特別給付金

詳細 臨時特別給付金受付窓口(市役所9階) ☎ (32) 6266



対象者 ①**住民税非課税世帯**=令和3年12月10日(基準日)に、本市に住民票があり、同一世帯に属する方全員が令和3年度分の住民税均等割非課税である世帯(基準日時点で生活保護を受給されている方を含む)

②**家計急変世帯**=令和3年度分の住民税均等割が課されている世帯員全員のそれぞれの1年間の収入見込額または1年間の所得見込額が、住民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下の世帯(①に該当しない世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降家計が急変し①と同様の事情にあると認められる世帯)

※①②ともに住民税均等割が課されている方の扶養親族などのみで構成される世帯は対象外
(単身赴任や学生の1人暮らしなどの場合に当てはまることがあります)

給付額 1世帯当たり10万円 ※世帯主名義の預貯金口座に振り込み

詳細はちら▶

- 申請方法**
- ①市から対象世帯へ確認書を発送しています。確認書を郵送で回答することで給付されます。
※詳しいご案内は確認書に同封
 - ②9月30日(金)までに総合福祉課(HPでダウンロード可)で配布の申請書に収入見込額の申立書など(詳しくはHPをご確認ください)を添付して直接または郵送で 臨時特別給付金受付窓口(市役所9階)

DVなどを理由に避難している方へ

DVなどで住民票を動かさず本市に避難中の方も受給できる可能性がありますので、下記までお問い合わせください

- 子育て世帯への臨時特別給付=こども支援課 ☎ (32) 6416
- 住民税非課税世帯等臨時特別給付金=臨時特別給付金担当 ☎ (32) 6266